

諮問番号：令和5年度諮問第6号

答申番号：令和5年度答申第6号

答 申 書

第1 審査会の結論

甲府市長（以下「処分庁」という。）が令和4年5月9日付けで審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定に基づく返還金決定処分及び法第78条の規定に基づく費用徴収金決定処分に係る審査請求については棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

1 事案の骨子

法に基づく生活保護について、審査請求人は単独又は審査請求人の母（以下「母」という。）と同世帯として保護を受けていたところ、審査請求人に障害年金の受給の疑義が生じたことから、甲府市福祉事務局長が、保護決定のため日本年金機構及び金融機関に対し法第29条に基づく調査を実施した結果、審査請求人の障害年金の受給の事実及び審査請求人世帯の多額の手持金等（保有金）の存在が判明したため、処分庁は、令和4年3月1日から生活保護停止とする処分を行った。

処分庁は、同年5月9日付けで審査請求人の年金収入未申告を理由に法第63条に基づき〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円の返還金決定処分（以下「本件処分1」という。）並びに法第78条に基づき〇〇〇〇〇〇〇〇円（徴収対象額：〇〇〇〇〇〇〇〇円、徴収加算額：〇〇〇〇〇〇〇〇円。以下「本件処分2」という。）及び〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円（徴収対象額：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円、徴収加算額：〇〇〇〇〇〇〇〇円。以下「本件処分3」という。）の徴収金決定処分を行ったところ、審査請求人が、同年5月30日付け書面により、各処分について取消しを求め、本件審査請求を行ったものである。

2 関連法令等の定め

(1) 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あら

ゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（法第4条第1項）。

- (2) 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする（法第8条第1項）。
- (3) 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、日本年金機構若しくは国民年金法第3条第2項に規定する共済組合等に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行等に、報告を求めることができる（法第29条第1項）。
- (4) 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない（法第61条）。
- (5) 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない（法第63条）。
- (6) 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者がいるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる（法第78条第1項）。
- (7) 法による保護の実施に係る事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務であり（法第84条の5、別表第3）、地方自治法第245条の9第1項及び第3項に基づく処理基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」

(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)が定められている。

- (8) 次官通知第8の3の(2)のアの(ア)では、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付のうち、次官通知第8の3の(3)のオ、ケ又はコに該当するもの以外は、その実際の受給額を収入認定することとされている。
- (9) 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」(平成18年3月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成18年課長通知」という。)IV・4・(1)によれば、法第78条は、不実の申請その他の不正な手段により保護を受け、または他人をして受けさせた者は刑法該当条文(詐欺等)又は法第85条の規定によって処罰されるが、これだけでは保護金品に対する損失は補填されないため、係る不法行為により不正に保護を受けた者から保護費又は就労自立給付金を返還させるよう規定されているものであり、不実の申請その他の不当な手段とは、積極的に虚偽の真実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれ、刑法第246条にいう詐欺罪の構成要件である人を欺罔することよりも意味が広いとされている。
- (10) 平成18年課長通知IV・4・(2)ウでは、「届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき」、「届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき」、「届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき」及び「保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したとき」という状況が認められる場合には、法第78条第1項の適用によることが妥当とされている。
- (11) 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成24年課長通知」という。)1(1)によれば、

「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とされ、同(2)(ウ)では、「資力の発生時点は、年金受給発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意すること」とされている。

- (12) 「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問13-22答では、法第78条の徴収額は、不正受給額を全額決定するものであり、実施機関の裁量の余地はないものとされている。
- (13) 問答集問13-23答(3)では、意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきであるとされている。
- (14) 問答集問13-25答では、法第78条に基づく費用の徴収は、いわば損害追徴としての性格のものであり、法第63条や法第77条に基づく費用の返還や徴収の場合と異なり、その徴収額の決定にあたり相手方の資力(徴収に応ずる能力)が考慮されるというものではないとされている。

3 前提事実

- (1) 処分庁は、平成14年9月2日、母に対する法に基づく生活保護を開始した。
- (2) 処分庁は、平成25年10月28日、世帯増員のため、審査請求人に対する法に基づく生活保護を開始した。
- (3) 処分庁は、平成27年1月1日、審査請求人と母の関係悪化により、世帯分離を行った。
- (4) 処分庁は、令和2年5月1日、審査請求人と母が同居していることが判明したことから、再度同世帯として生活保護を開始した。

- (5) 処分庁は、平成28年から令和2年までの間に障害年金申請等を理由として検診書を5回発行した。
- (6) 処分庁は、審査請求人に障害年金等の受給を確認するも受給を否認しており、日本年金機構による回答の書類が提出されていないことから、審査請求人の障害年金受給に疑義が生じたため、令和3年8月16日付けで日本年金機構に対し、法第29条に基づく調査を行った結果、審査請求人の障害年金の受給の事実が判明した。
- (7) 処分庁は、令和3年10月25日付けで「障害年金受給による生活保護費の不正受給について（通知）」を送付し、審査請求人に対し年金受給の有無について確認を行ったが、「年金は受給していない」との回答があった。
- (8) 処分庁は、日本年金機構に対し令和3年10月26日付けで再度、法第29条に基づく調査を行った結果、審査請求人が障害年金を受給している旨の回答があった。
- (9) 処分庁は、審査請求人に対し、年金受給について再度確認するため収入申告書の提出を促すと、令和3年12月16日付けで提出されたが、年金等による収入については「無」との記載があった。
- (10) 処分庁は、審査請求人世帯の生活保護の要否判定並びに保護の停止及び廃止の検討を行い、令和4年3月1日から保護を停止した。
- (11) 処分庁は、令和4年3月14日、審査請求人が母及び弁護士と共に甲府市福祉事務所に来所した際に、手持金等（保有金）について確認したが、審査請求人世帯の申告と処分庁の調査結果が乖離していたことから、再調査を実施し、説明の機会を設ける旨を説明し、審査請求人らの了解を得た。
- (12) 処分庁は、令和4年4月18日付けで法第29条に基づく調査を行い、審査請求人世帯の手持金等（保有金）の状況を確認した。

2 処分庁の主張（争点1及び2）

審査請求人の障害年金受給の有無については、甲府市福祉事務所長による法第29条に基づく調査結果と審査請求人世帯の主張が異なる。再度、甲府市福祉事務所長が法第29条に基づく調査を行ったところ、審査請求人は、平成30年2月から保護停止に至るまで継続して障害年金を受給していることから、本件処分1ないし3について、違法又は不当な点はない。

第4 審理員意見の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 理由

(1) 争点1について

ア 法第63条の適用について

(ア) 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされており（法第63条）、本件についてみると、処分庁の弁明書及びその添付書類によれば、審査請求人が受給している障害年金については、平成30年1月15日に障害年金の遡及受給がされており、生活保護費が過支給となっていた事実が確認される。

(イ) よって、過支給の原因が処分庁の過失にあるとはいえ、審査請求人世帯は、法第63条で規定する「資力があるにもかかわらず保護を受けたとき」に該当しているものと認められ、法第63条に基づく返還請求を行うことについて、違法又は不当な点はない。

イ 返還額の算定について

(ア) 審査請求人には、支給対象期間に収入があったものと認められ、保護の補足性の原則に従えば、これらの収入は審査請求人の最低限度の生活の維持のために活用すべきであり、法に基づく保護は、これらの収入を活用してもなお不足する分を補う限度で行

われるべきこととなる。

- (イ) 本件のように、資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護の程度を決定した場合、本来は速やかに保護変更処分を行うことが望まれるところであるが、一旦保護の程度を決定した行政処分を、長期にわたり不確定にしておくことは妥当とはいえないものであることから、保護変更区分により扶助費の額を遡及変更する限度は実務上3ヶ月程度と考えられているところであって、それ以上に遡る期間に関しては、当該収入を法第63条の「資力」として認定し、その期間中に支給した保護費については、資力に相当する額の限度で、これを同条により返還すべき旨を決定することが、生活保護制度の趣旨を全うする手段として相応しい選択肢となる（東京高等裁判所平成25年4月22日判決）。
- (ウ) 返還金〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円は、審査請求人が単身で生活保護を受給していた平成29年6月1日から平成30年1月31日までの扶助費となっている。
- (エ) よって、処分庁が、収入として認定すべきであった審査請求人の障害年金遡及受給について、既に時機を逸してしまった点もあることから、事後的に法第63条の規定を適用して、その額に相当する保護費の返還を審査請求人に対して求めることを決定したことについては、誤りはない。

(2) 争点2について

ア 法第78条の適用について

- (ア) 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされているが（法第61条）、審査請求人は、障害年金を受領していたにもかかわらず、収入の申告を怠ったことが認められる。
- (イ) また、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するとしており（法第78条第1項）、被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合は、保護の実施機関が社

会通念上妥当な注意を払えば容易に発見できる程度のものであっても法第63条でなく法第78条を適用すべきであるとされている（問答集問13-1答②、平成18年課長通知Ⅳの4の（1）及び（2）のウ）。

（ウ） 審査請求人は、甲府市福祉事務所長が令和3年10月25日付けで「障害年金受給による生活保護費の不正受給について（通知）」を送付し確認を行ったにもかかわらず「年金は受給していない」と回答するなど、被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合に該当する。

（エ） よって、処分庁が法第78条に基づき審査請求人からの費用徴収が必要であると判断し費用徴収決定処分を行ったことについて、違法又は不当な点はない。

イ 費用徴収額の算定について

（ア） 法第78条に基づく徴収金については、審査請求人が単身で保護を受けていた平成30年2月1日から令和2年4月30日までの不正受給額全額であり、実施機関の裁量の余地はない（問答集問13-22答）。

（イ） 本件では、本件処分2の徴収対象額（〇〇〇〇〇〇〇円）及び本件処分3の徴収対象額（〇〇〇〇〇〇〇〇〇円）が不正受給額である。

（ウ） よって、費用徴収額が徴収加算額を含め、本件処分2において〇〇〇〇〇〇〇円（徴収対象額：〇〇〇〇〇〇〇円、徴収加算額：〇〇〇〇〇〇〇円）及び本件処分3において〇〇〇〇〇〇〇〇〇円（徴収対象額：〇〇〇〇〇〇〇〇〇円、徴収加算額：〇〇〇〇〇〇〇円。）とされたことについて、違法又は不当な点はない。

第5 審査庁の判断

審理員意見と同旨。

第6 調査審議の経過

令和5年 7月13日 審査庁から諮問書の提出

同年 8月25日 第1回審議

同年11月 6日 第2回審議

第7 審査会の判断

1 審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分に係る争点について

(1) 争点1について

ア 法第63条の適用について

(ア) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と規定している。

(イ) 平成24年課長通知1(2)(ウ)では、「資力の発生時点は、年金受給発生日である」とされている。

本件についてみると、審査請求人の障害年金の受給については処分庁と審査請求人の主張に齟齬があったため、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき、当審査会から令和5年8月16日付けで審査庁に対して確認したところ、同月22日付けで提出された資料（令和3年9月21日付けで日本年金機構から甲府市福祉事務所長に対して提出された「生活保護法第29条の規定に基づく調査について（回答）」）において、審査請求人の障害年金受給権の発生日が平成26年12月15日であること及び年金支給が行われていたことが確認できることから、審査請求人は平成26年12月から資力を有していたとする処分庁の判断は妥当である。

(ウ) よって、「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当するとして、法第63条に基づく返還金決定を行ったことについて、違法又は不当な点はない。

イ 費用徴収額の算定について

(ア) 受給した年金の返還額について、平成24年課長通知1(1)では、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とされており、年金受給権が発生した平成26年12月から平成30年1月までの間に支給された保護費が返還対象となる。

(イ) もっとも、保護費返還請求権は公法上の債権であり、地方自治法第236条第1項の規定により、権利を行使できるときから5年これを行使しないときは時効により消滅するため、消滅時効により消滅していない平成29年6月から平成30年1月の保護費である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円について返還を求めた点について、違法又は不当な点はない。

(2) 争点2について

ア 法第78条の適用について

(ア) 法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない」と規定している。また、法第78条第1項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収する」と規定している。

(イ) 平成18年課長通知IV・4・(2)ウでは、「届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき」、「届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき」、「届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき」及び「保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したとき」という状況が認められる場合には、法第78条第1項の適用によることが妥当とされている。

(ウ) 本件についてみると、第7の2(1)ア(イ)記載のとおり、審査請求人の障害年金受給権の発生日が平成26年12月15日であること及び年金支給が行われていた事実が確認できる。

(エ) さらに、令和4年7月11日付け処分庁の弁明書に添付されている令和4年2月28日付けで日本年金機構から甲府市福祉事務所長に対して提出された「生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)」において、審査請求人に対し平成30年1

月15日に一括で〇〇〇〇〇〇〇〇〇円が支払われていること及び平成30年2月15日から令和4年2月15日まで年金が支給されている事実が確認でき、審査請求人は、世帯の収入の変動として審査請求人の障害年金の受給について、甲府市福祉事務所長に対し届出を行う必要があったにもかかわらず、これを怠った事が認められる。

- (オ) 年金収入について、審査請求人は、甲府市福祉事務所長が令和3年10月25日付けで「障害年金受給による生活保護費の不正受給について（通知）」を送付し確認を行ったにもかかわらず「年金は受給していない」と事実と異なる回答をしている。

また、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき、当審査会から令和5年8月16日付けで審査庁に対して確認し、同月22日付けで提出された資料（令和3年12月16日付けで審査請求人から甲府市福祉事務所長に対して提出された「収入申告書」）においては、「恩給、年金等による収入」欄の「無」に丸がされており、年金収入について収入申告していなかった事実が確認でき、被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合に該当する。

- (カ) これらの事実を踏まえると、処分庁が法第78条を適用し、審査請求人から費用徴収が必要であると判断したことに、違法又は不当な点は認められない。

イ 費用徴収額の算定について

- (ア) 法第78条に基づく徴収額は、不正受給額を全額決定するものであり、実施機関の裁量の余地はないとされている（問答集問13-22答）。また、保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるものであることから、法第78条を適用する場合には、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきであるとされている（問答集問13-23答）。

- (イ) また、徴収金への加算について、特に悪質な不正受給があった場合等には不正受給を行った金額に加算して徴収することにより厳正に対処することとし、また、その判断に当たっては、原則ケース診断会議等を開催するなど、組織的な検討を行い決定すると

されている（平成18年課長通知 IV・4・(4)）。

(ウ) 本件についてみると、不正受給額は平成30年1月15日に一括で支払われた〇〇〇〇〇〇〇〇〇円から法第63条返還金額〇〇〇〇〇〇〇〇〇円を引いた差額の〇〇〇〇〇〇〇〇円及び審査請求人が単身で保護を受けていた平成30年2月1日から令和2年4月30日までの障害年金額である〇〇〇〇〇〇〇〇〇円となる。

また、本件障害年金の合計額〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円は、平成30年2月から令和2年4月までの間に処分庁が審査請求人に対して支給した保護費合計額〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円を下回るものである。

(エ) さらに、徴収金への加算については、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき、当審査会から令和5年8月16日付けで審査庁に対して確認し、同月22日付けで提出された資料である「ケース診断会議記録票（法第78条徴収金）」によれば、甲府市福祉事務所長は、法第78条の適用の適否、加算徴収の有無等を判断するに当たり、令和4年5月9日にケース診断会議を開催し、不正受給期間が長期にわたることや事実の隠蔽を行ったことなどの審査請求人及び母の悪質性について組織的に検討し認定を行った事実が確認でき、審査請求人が年金の受給を否定している本件において、本件処分2及び3の費用徴収額に100分の40を乗じて得た額である〇〇〇〇〇〇〇〇〇円及び〇〇〇〇〇〇〇〇〇円を加算金として徴収すると判断した処分庁の裁量権の行使に違法又は不当な点はない。

3 結論

以上検討したところによれば、本件処分を行うに際しての審査過程に看過し難い過誤欠落は認められず、本件処分に違法又は不当とすべき事実も認められない。

したがって、本件審査請求には理由がないと認められるため、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

山梨県行政不服審査会

委員 關本 喜文

委員 網倉 義久

委員 吉澤 宏治